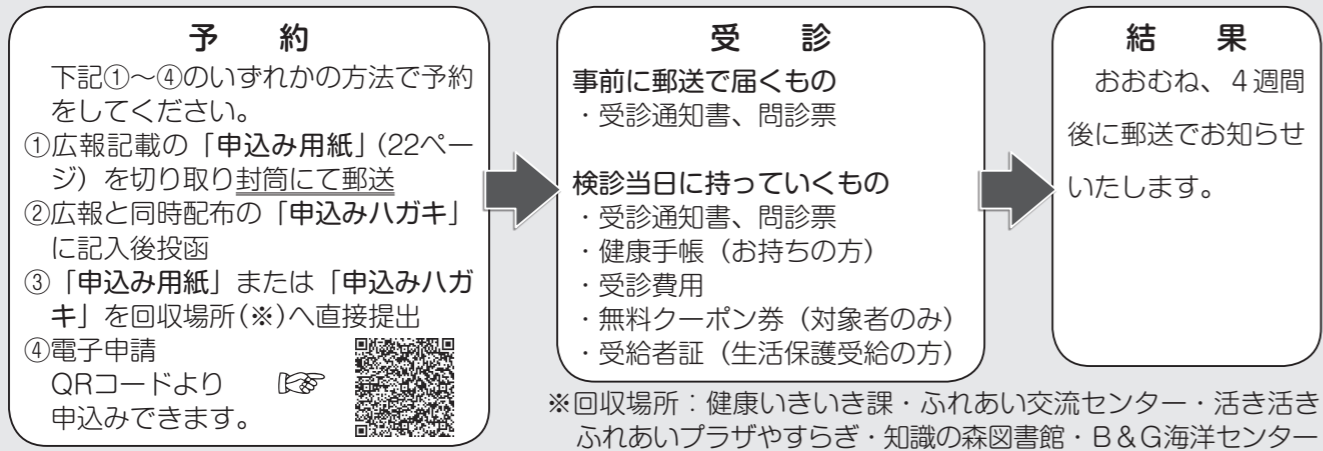


8月は婦人科検診の申し込み期間です

8月23日(金)までにお申し込みください

6月から特定健康診査、7月から個別がん検診が始まりましたが、受診されましたでしょうか。8月からは「婦人科検診」の申し込みが始まります。こちらは複数の検診を同時に受けることができます。ご自身の健康のためにも、ぜひこの機会にご利用ください。
※すでに個別がん検診で子宮・乳がん検診を受診された方は申し込みできません。

◆ 婦人科検診の受け方 ◆



■ 婦人科検診 ■

種別	対象	受診費用 (生活保護受給の方は無料)	実施日 実施場所
子宮頸がん	20歳以上の女性	500円	10月11日(金) 健康増進センター
骨密度		400円	12日(土) 健康増進センター
乳がん(注1)	30歳以上の女性	1,000円	24日(木) 健康増進センター(注3)
			1、エコー(超音波) 2、マンモグラフィ(乳房X線)(注2)

(注1) 1か2どちらかを必ず選んでください。(注2) 30歳～49歳の方は2方向、50歳以上の方は1方向の撮影となります。
(注3) 10月24日のみ託児サービスを予定しています。

問合せ 健康いきいき課 ☎62-0716

★申し込み方法

婦人科検診は、①裏面(22ページ)の申し込み用紙②申し込みハガキ③電子申請のいずれかでお申し込みいただけます。
①裏面(22ページ)の申し込み用紙を使用する場合は、お手数ですが、切り取ってご使用ください。
記入もれがないか確認後、封筒に入れて郵送してください。
②申し込みハガキを使用する場合は、記入もれがないか確認後、そのまま投函してください。
●申し込み用紙、申し込みハガキ どちらの場合でも、次の回収場所に直接提出いただけます。
※回収場所:健康いきいき課・ふれあい交流センター・生き生きふれあいプラザやすらぎ・知識の森図書館・B&G海洋センター

婦人科検診申し込み用紙記入例

住所: 嵐山町 杉山1030-1
日中連絡可能な電話番号: 62-0716
氏名(ふりがな): あらしやま はなこ 嵐山花子
昭和 平成 42年 4月 1日生
希望日1つに○をしてください。時間指定はできません。
10月11日(金) ★10月24日(木) 託児希望あり(希望者は○をしてください)
10月12日(土) いつでも可能

連絡先は必ずご記入ください。

左記の記入例を参考に記入をお願いします。
 生年月日
 電話番号
 希望の検診項目に○をしているか
 希望日程が複数ないか
以上の項目をチェック後投函してください。

希望の検診に○をしてください。乳がん検診は1か2どちらかの選択になります。

★10月24日は託児サービスを行います。託児を希望される方は「託児希望あり」に○をつけてください。後日スタッフよりご連絡をさせていただくことがあります。
注) 10月24日以外の託児サービスは行いませんので、ご了承ください。

※希望日が定員に達した場合は、別の日をご案内させていただくことがありますので、ご了承ください。
※必要書類等は9月中旬以降に発送予定です。希望日の数日前になっても通知が届かない場合はご連絡ください。

県から承認されました

経営革新計画承認事業所を紹介します NO.2

経営革新計画とは、経営向上を目指して「新たな取り組み」を行うための事業計画書です。計画の作成過程などで、客観的な立場からの意見を知ることができ、計画内容の充実が図れます。



経営革新計画が県に承認されると...

計画実行や販売のアドバイザーの派遣や県や公庫による融資、特許料等の軽減などさまざまな支援を受けることができます。
「新しい事業活動」に取り組みたいという気持ちを計画にしてみませんか。嵐山町商工会では計画の作成を全面的にバックアップし、フォローアップ体制も整備されていますので、嵐山町商工会(☎62-2895)へお気軽にお問い合わせください。

【①事業所名 ②事業主名 ③業種 ④経営革新計画のテーマ】

<p>①行政書士 宮田事務所 (菅谷地区) ②宮田英之さん ③行政書士事務所 ④価格を明示した商品の開発による円満相続支援事業の展開</p>	<p>①ビューティハウス アキバ (菅谷地区) ②秋葉まさえさん ③化粧品小売業 ④オリジナルエステコースの開発とPRの実施</p>
<p>①安藤工務店 (古里地区) ②安藤 敦さん ③建築業 ④住宅セミナー事業の開始</p>	<p>①(有)安藤石材工業 (古里地区) ②安藤克也さん ③石材小売業 ④バーチャルお墓参りアプリ「おまいりん」の開発</p>

商工会の支援計画が国から認定されました



①あすエル
(志賀地区)
②小林まゆみさん
③療術業
④出張整体サービス事業の展開による、地域の会社の従業員満足度向上のお手伝い

小規模支援法に基づく「経営発達支援計画」

「経営発達支援計画」とは、商工会が作成する支援計画のうち、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものについての計画で、経済産業大臣が認定します。嵐山町商工会の計画は平成31年3月15日に認定されました。

今後は、小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、事業計画の作成及びその着実な実施の支援、経営状況分析や新たな需要開拓につながる展示会の開催などの個社支援に取り組みます。

計画の認定により、商工会員は「小規模事業者経営発達支援融資」制度を活用できるようになりました。詳しくは嵐山町商工会(☎62-2895)へお問い合わせください。

問合せ 企業支援課 ☎62-0720